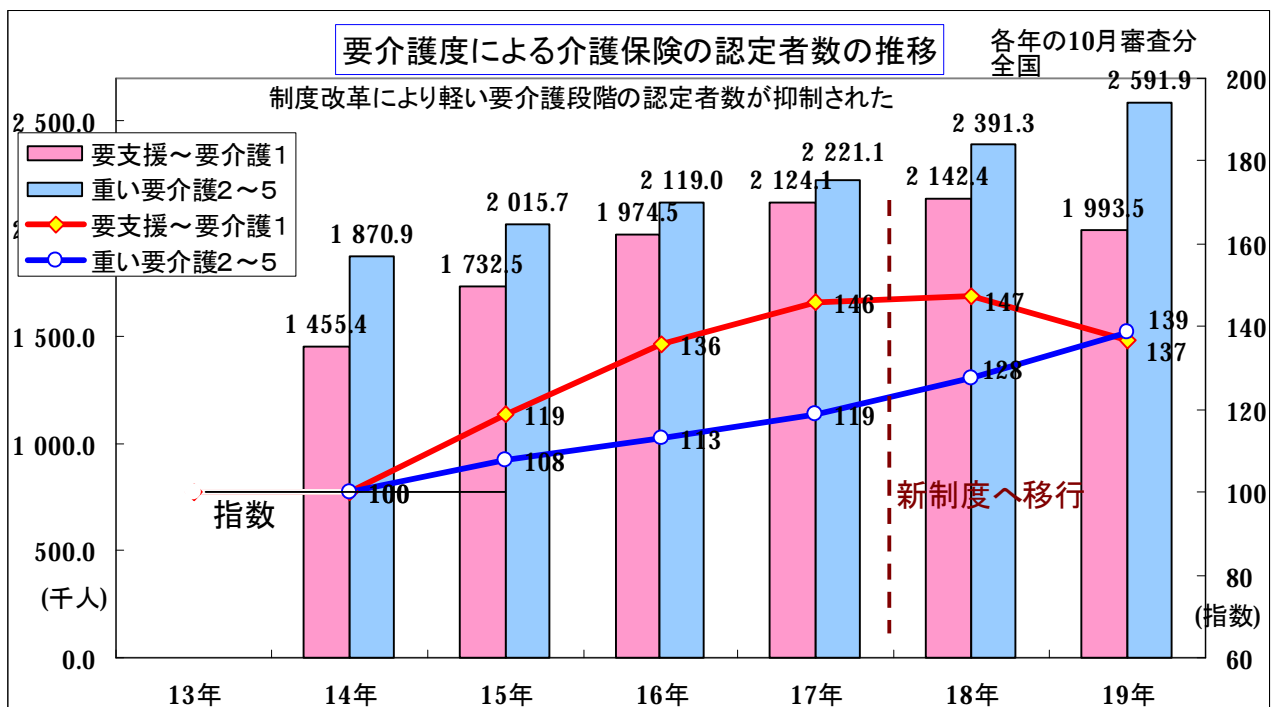
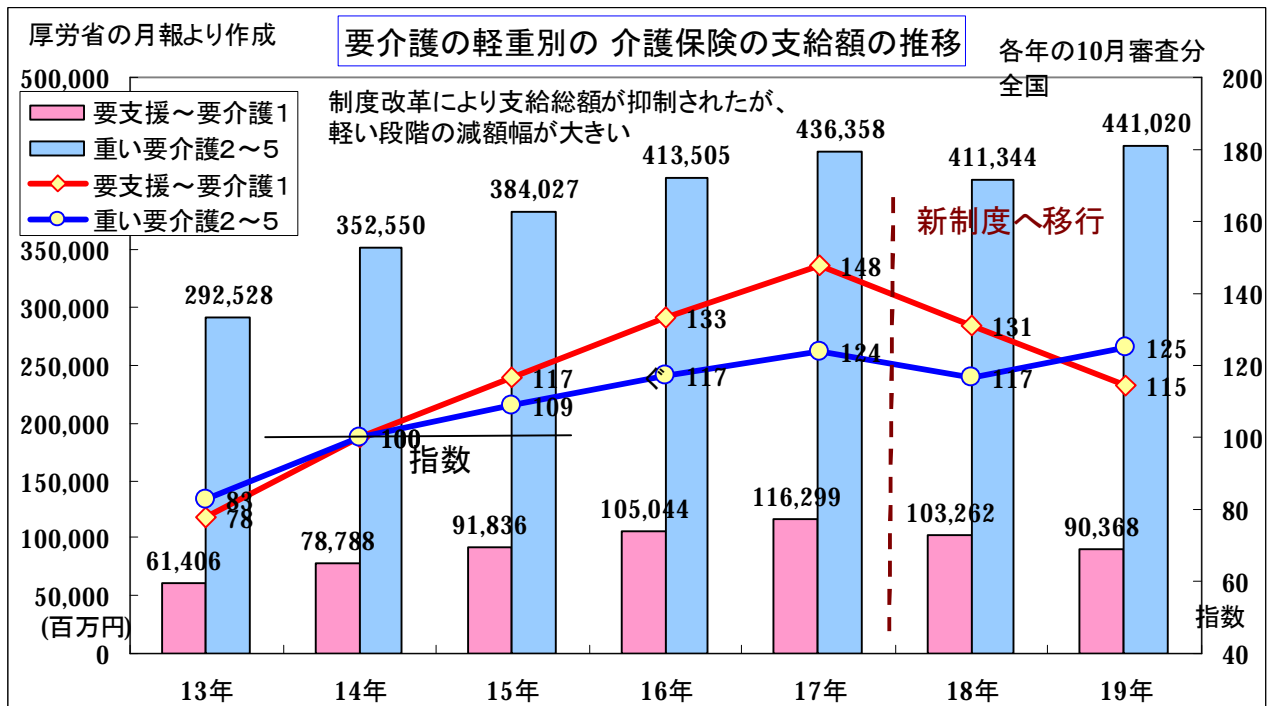


## 認定者数や介護給付額の増加傾向が抑えられた

19.1.30 矢島義恭

- 介護給付費総額が抑制された  
 平成17年までは年率7～9%増加していたが、17年と比較して18年は7%、19年で4%の減額となった。重い要介護2～5の給付費総額はほぼ横ばいですが、軽い要支援～要介護1では移行期の18年で12%、19年には22%と大幅な減額となった。
- 認定者数が抑制された  
 平成17年までは年率7%以上増加していたが、18年は4%、19年は1%の微増に止まった。この間、認定者の多い85歳以上人口が18年、19年に各6%ずつ増加しているため、認定率はかなり抑制されたといえる。認定基準が厳しくされたために、軽い要支援(1,2)～要介護1の認定者数が17年と比較して19年は9%も減少した。



## 給付額の増加傾向が抑えられた要因

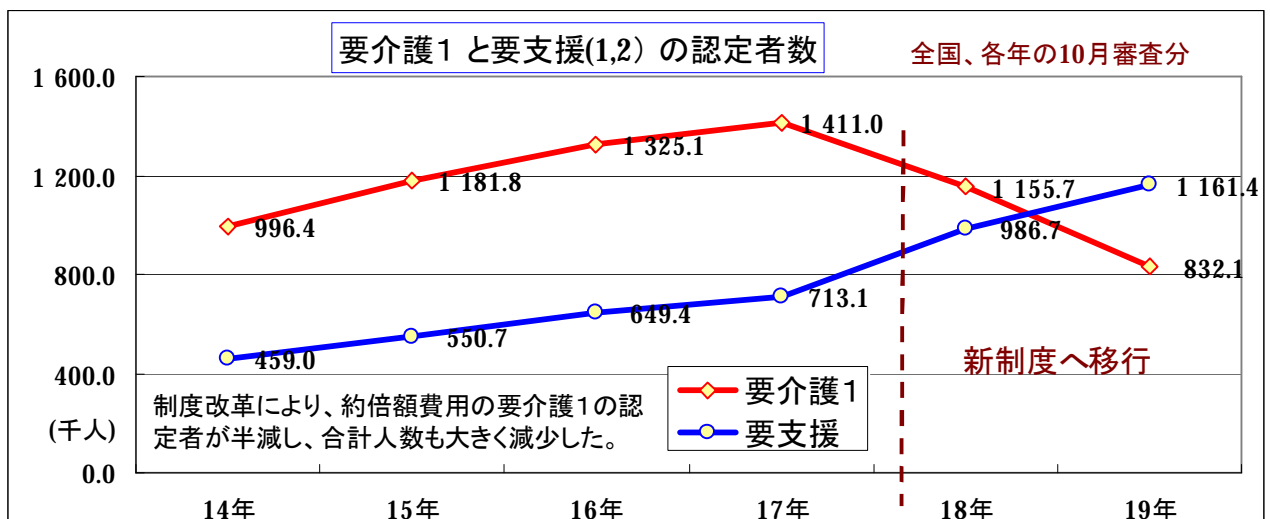
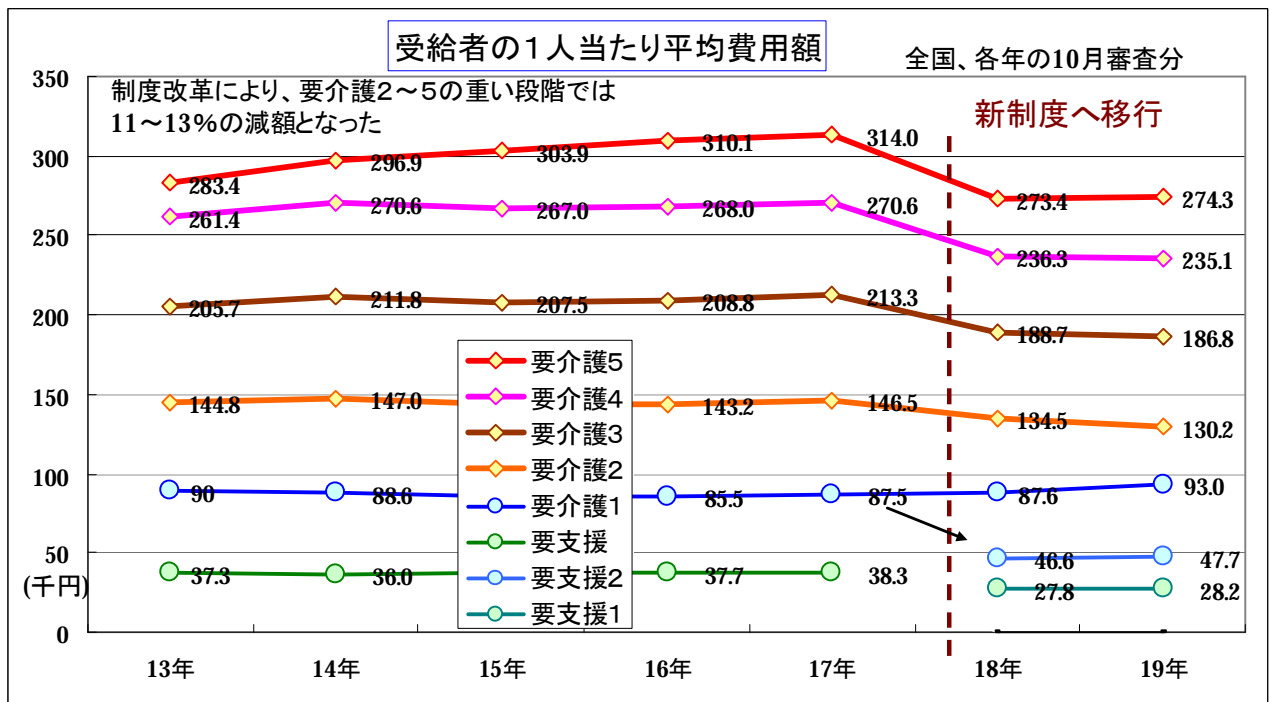
19.1.30 矢島義恭

- 重度受給者1人当たり平均費用額を削減した**

要介護2～5の重度認定者では制度改革により1人当たりの平均費用(給付額)が、19年は17年と比較して11～13%の減額となった。要介護5で特養(特別養護老人ホーム)の場合、17年に1人当たり33.8万円のもの、19年には27.7万円と18%もの大幅な減額となったが、それは**食費・居住費が利用者の自己負担**となった結果です。
- 給付費用額の大きい要介護1の認定者数を半減させた**

制度改革により**軽度の要介護者に対しては支給限度額の引き下げや、介護サービスの利用制限を強める**などして受給額(給付額)を抑制した。**要介護1の認定基準を厳しく**してその一部を支給限度額の低い要支援2として要介護1の認定者を半減させて給付額を抑え、更に支給限度額の低い要支援1を設けた。
- 軽い要支援～要介護1の認定者数を減少させた**

制度改革によって要介護1の認定者数が半減した部分には要支援2となるわけですが、**認定基準が厳しく**されて要介護1と要支援1、2の認定者合計数が17年の212.4万人から19年の199.4万人と9%もの大幅な減少となった。



## 居宅介護サービスの支給(受給)額の抑制

19.1.30 矢島義恭

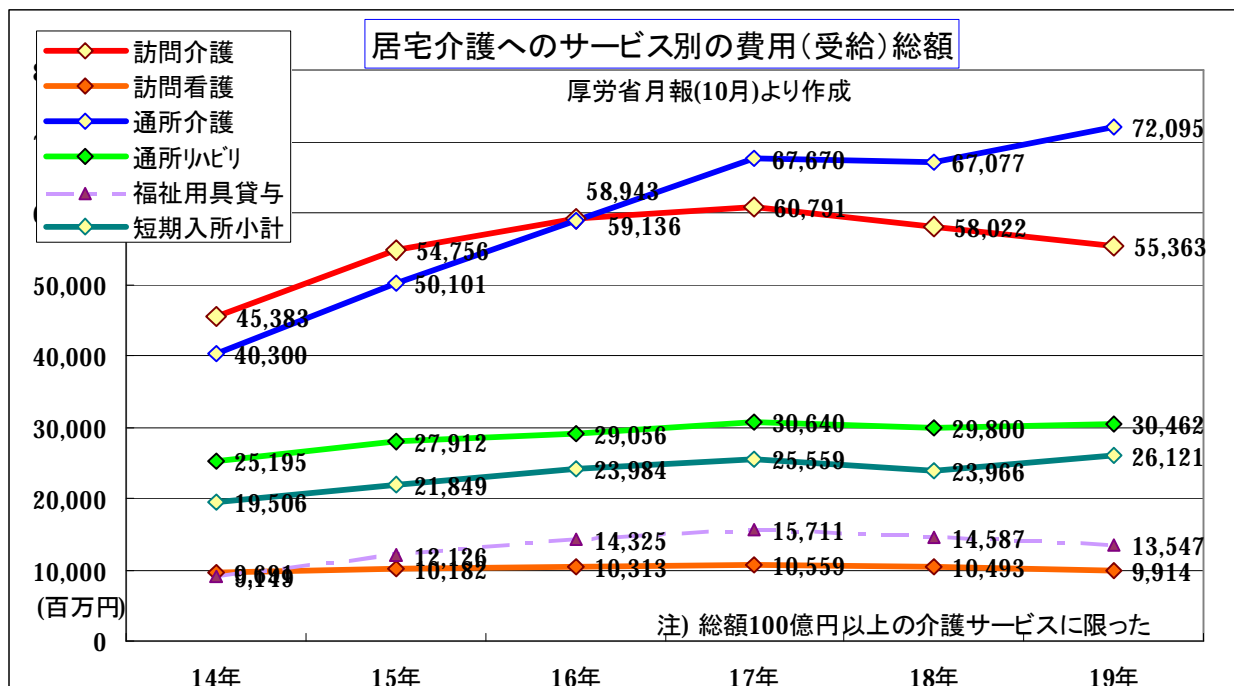
- 居宅介護サービスの支給総額の増加傾向が抑えられた**

グループホームなどを除く居宅サービスの支給額（下表の「上記の合計」）は前年比8～10%増加していたが、制度改革後は18年には3%の減少に転じ、19年でも17年の1%減少に抑えられた。認定者の半数を占める要介護2～5の総数が19年に17%も増加しているのに、**入所施設利用者はわずか4%増**に止まりニーズの高まった居宅サービスですが、支給総額は10%しか増加していない。要支援1,2～要介護1は**条件を厳しくして認定者を減らしたり利用制限を強めた**結果、支給総額は17年に較べて19年は**23%もの減少**となっています。
- 訪問系の介護サービスの支給額は減少が著しい**

訪問介護サービスは制度改革前の17年と較べて18年には5%、19年には9%減少した。訪問介護サービスと訪問入浴サービスも共に19年には17年と較べて6%減少しています。
- 通所系の通所介護サービス(デイサービス)は支給額が増加しています**

デイサービスの支給額は前年比の増加率が16年18%、17年15%であったものが、制度改革後は18年には1%の減少に転じ、19年には17年と比較して7%の漸増となった。特養や老健への短期入所（ショートサービス）の制度改革後の支給額は、ほぼ横ばいです。

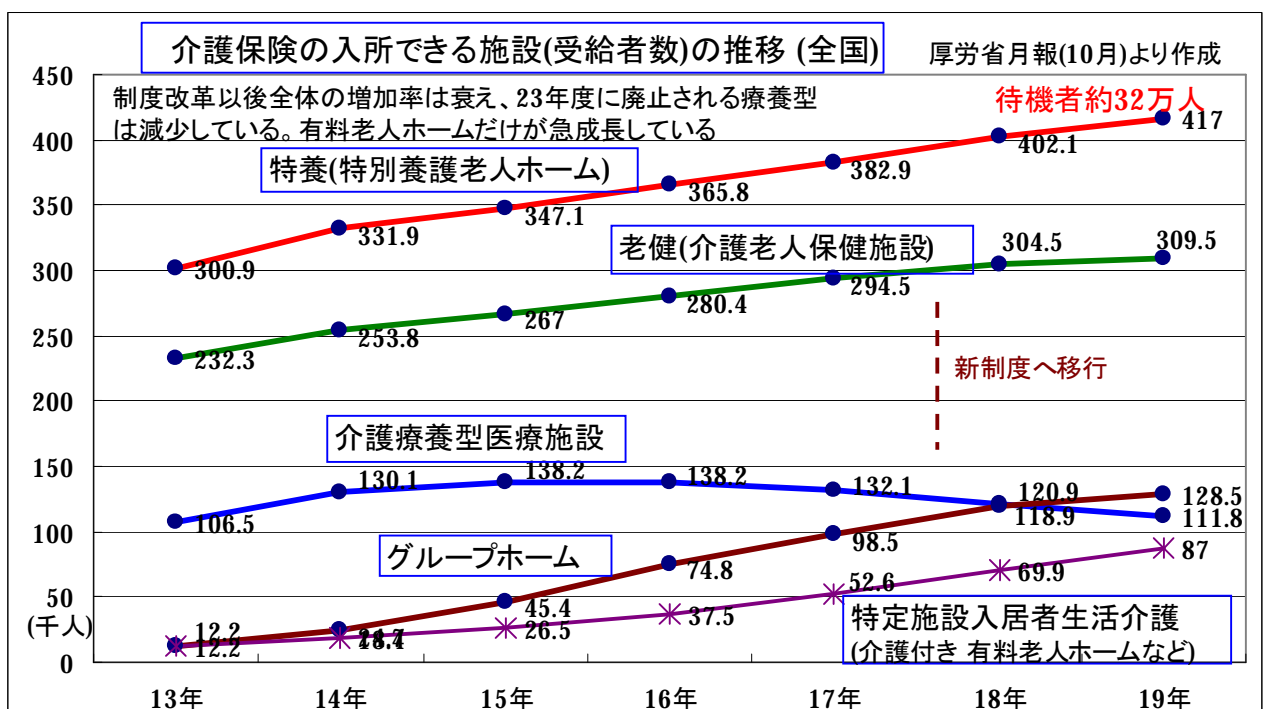
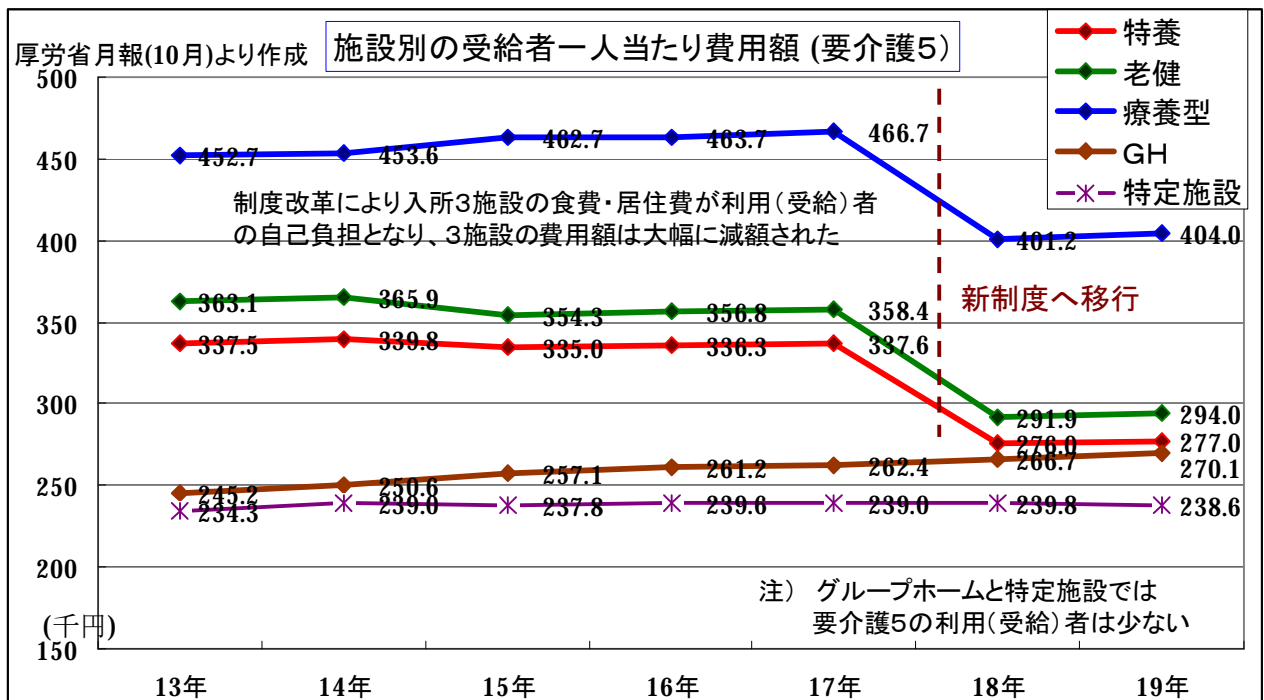
居宅サービス	サービス別の支給(受給)額の推移				制度改革後	
	14年	15年	16年	17年	18年	19年
訪問介護	45,383	54,756	59,136	60,791	58,022	55,363
訪問入浴介護	4,345	4,798	4,745	4,702	4,578	4,423
訪問看護	9,691	10,182	10,313	10,559	10,493	9,914
訪問リハビリテーション	420	474	474	494	701	1,084
通所介護	40,300	50,101	58,943	67,670	67,077	72,095
通所リハビリテーション	25,195	27,912	29,056	30,640	29,800	30,462
福祉用具貸与	9,149	12,126	14,325	15,711	14,587	13,547
短期入所小計	19,506	21,849	23,984	25,559	23,966	26,121
上記の合計	153,989	182,198	200,977	216,125	209,222	213,010
居宅サービスの合計 (上記+特定施設+)	165,096	199,962	228,263	252,344	260,650	274,902
施設サービスの合計 (特養+老健+療養型)	252,518	257,551	269,933	278,596	229,729	233,449



## 施設介護サービスの支給(受給)額の抑制

19.1.30 矢島義恭

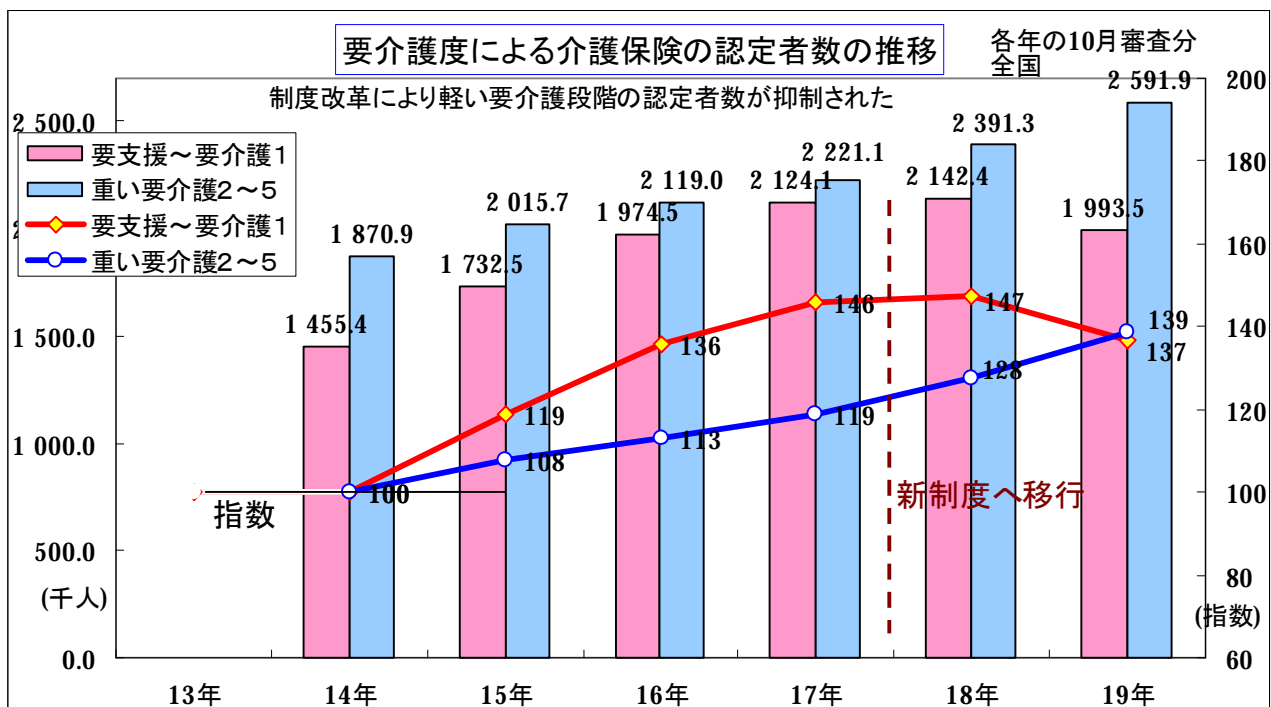
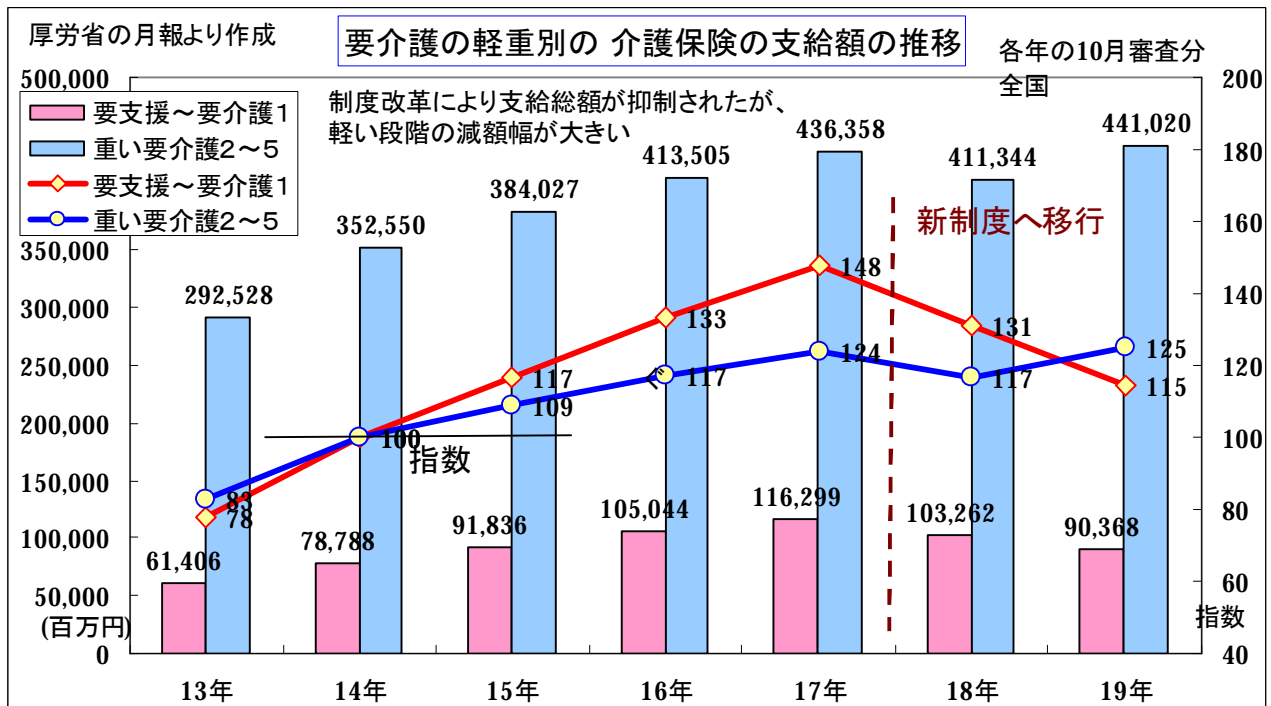
- 入所利用者一人当たりの費用(支給)額が抑えられた  
制度改革により食費 4.2~4.8 万円と居住費 1~6 万円が利用者の自己負担となりました(低所得者には軽減措置)。その結果介護保険の施設サービスを提供する特養・老健・療養型の3施設でそれぞれ一人当たり約6万円の削減となりました。
- 施設の増加や利用者(受給者)数が抑えられている  
重度の要介護者が17~19年の2年間に17%も増加しているのに施設(受給者数)は4%増に押さえこまれ、その結果特養に入所を望みながら出来ない待機者は総数に近い32万人にもなっています。なお療養型は23年度末の廃止が決まっています。
- 施設サービスの支給総額は大幅に抑制された  
その結果前ページの表のように、支給総額は17年の2,786億円から19年の2,335億円へと16%も抑えられた。(要介護1~5のみ利用可能)



## 認定者数や介護給付額の増加傾向が抑えられた

19.1.30 矢島義恭

- 介護給付費総額が抑制された  
平成17年までは年率7～9%増加していたが、17年と比較して18年は7%、19年で4%の減額となった。重い要介護2～5の給付費総額はほぼ横ばいですが、軽い要支援～要介護1では移行期の18年で12%、19年には22%と大幅な減額となった。
- 認定者数が抑制された  
平成17年までは年率7%以上増加していたが、18年は4%、19年は1%の微増に止まった。この間、認定者の多い85歳以上人口が18年、19年に各6%ずつ増加しているため、認定率はかなり抑制されたといえる。認定基準が厳しくされたために、軽い要支援(1,2)～要介護1の認定者数が17年と比較して19年は9%も減少した。



## 給付額の増加傾向が抑えられた要因

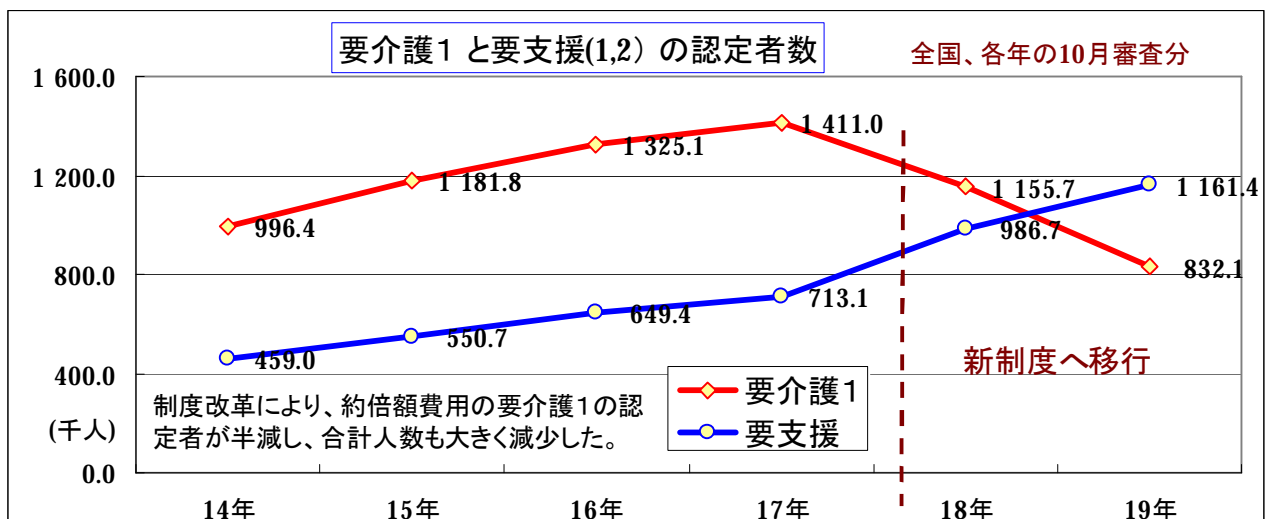
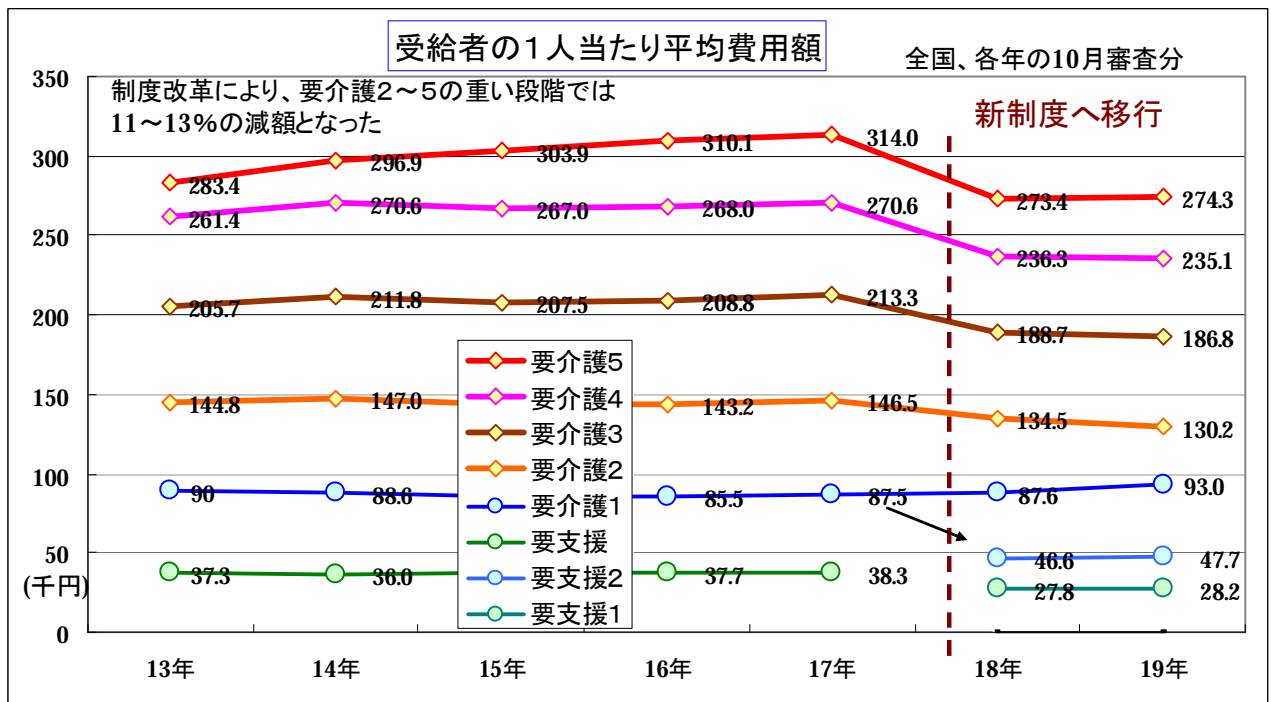
19.1.30 矢島義恭

- 重度受給者1人当たり平均費用額を削減した**

要介護2～5の重度認定者では制度改革により1人当たりの平均費用(給付額)が、19年は17年と比較して11～13%の減額となった。要介護5で特養(特別養護老人ホーム)の場合、17年に1人当たり33.8万円のものが19年には27.7万円と18%もの大幅な減額となったが、それは**食費・居住費が利用者の自己負担**となった結果です。
- 給付費用額の大きい要介護1の認定者数を半減させた**

制度改革により**軽度の要介護者に対しては支給限度額の引き下げや、介護サービスの利用制限を強める**などして受給額(給付額)を抑制した。**要介護1の認定基準を厳しく**してその一部を支給限度額の低い要支援2として要介護1の認定者を半減させて給付額を抑え、更に支給限度額の低い要支援1を設けた。
- 軽い要支援～要介護1の認定者数を減少させた**

制度改革によって要介護1の認定者数が半減した部分是要支援2となるわけですが、**認定基準が厳しく**されて要介護1と要支援1、2の認定者合計数が17年の212.4万人から19年の199.4万人と9%もの大幅な減少となった。



## 居宅介護サービスの支給(受給)額の抑制

19.1.30 矢島義恭

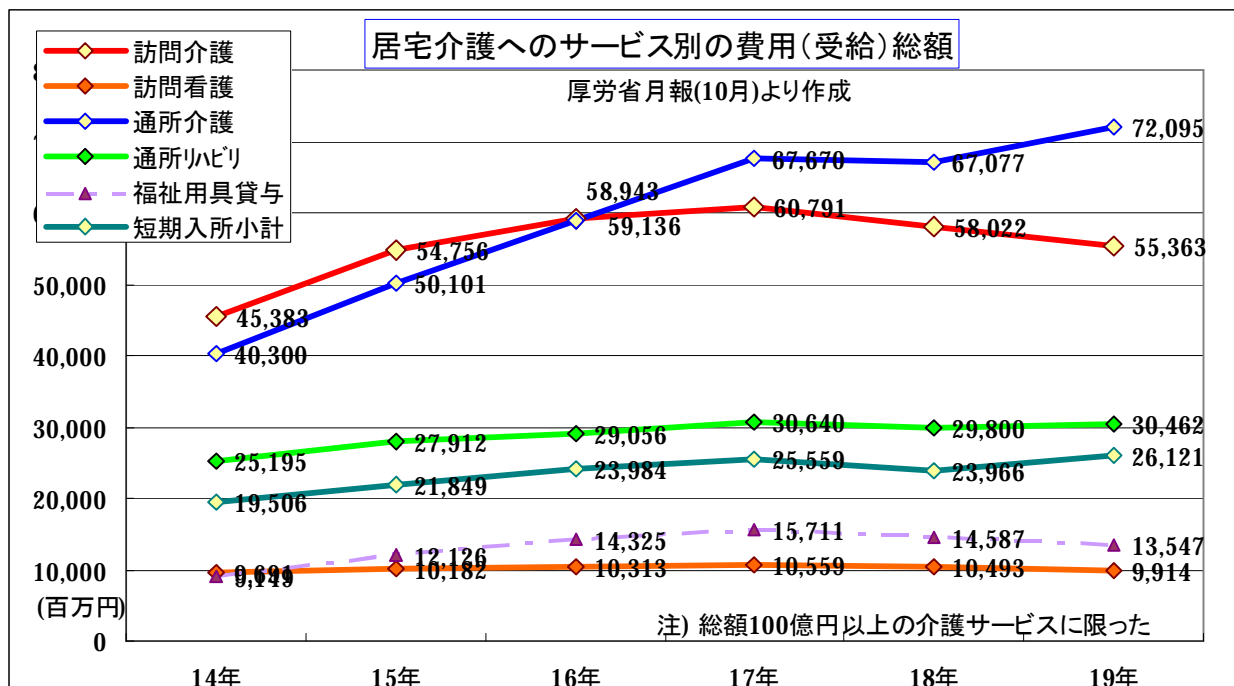
- 居宅介護サービスの支給総額の増加傾向が抑えられた**

グループホームなどを除く居宅サービスの支給額（下表の「上記の合計」）は前年比8～10%増加していたが、制度改革後は18年には3%の減少に転じ、19年でも17年の1%減少に抑えられた。認定者の半数を占める要介護2～5の総数が19年に17%も増加しているのに、**入所施設利用者はわずか4%増**に止まりニーズの高まった居宅サービスですが、支給総額は10%しか増加していない。要支援1,2～要介護1は**条件を厳しくして認定者を減らしたり利用制限を強めた**結果、支給総額は17年に較べて19年は**23%もの減少**となっています。
- 訪問系の介護サービスの支給額は減少が著しい**

訪問介護サービスは制度改革前の17年と較べて18年には5%、19年には9%減少した。訪問介護サービスと訪問入浴サービスも共に19年には17年と較べて6%減少しています。
- 通所系の通所介護サービス(デイサービス)は支給額が増加しています**

デイサービスの支給額は前年比の増加率が16年18%、17年15%であったものが、制度改革後は18年には1%の減少に転じ、19年には17年と比較して7%の漸増となった。特養や老健への短期入所（ショートサービス）の制度改革後の支給額は、ほぼ横ばいです。

居宅サービス	サービス別の支給(受給)額の推移				制度改革後	
	14年	15年	16年	17年	18年	19年
訪問介護	45,383	54,756	59,136	60,791	58,022	55,363
訪問入浴介護	4,345	4,798	4,745	4,702	4,578	4,423
訪問看護	9,691	10,182	10,313	10,559	10,493	9,914
訪問リハビリテーション	420	474	474	494	701	1,084
通所介護	40,300	50,101	58,943	67,670	67,077	72,095
通所リハビリテーション	25,195	27,912	29,056	30,640	29,800	30,462
福祉用具貸与	9,149	12,126	14,325	15,711	14,587	13,547
短期入所小計	19,506	21,849	23,984	25,559	23,966	26,121
上記の合計	153,989	182,198	200,977	216,125	209,222	213,010
居宅サービスの合計 (上記+特定施設+)	165,096	199,962	228,263	252,344	260,650	274,902
施設サービスの合計 (特養+老健+療養型)	252,518	257,551	269,933	278,596	229,729	233,449



## 施設介護サービスの支給(受給)額の抑制

19.1.30 矢島義恭

- 入所利用者一人当たりの費用(支給)額が抑えられた  
制度改革により食費 4.2~4.8 万円と居住費 1~6 万円が利用者の自己負担となりました(低所得者には軽減措置)。その結果介護保険の施設サービスを提供する特養・老健・療養型の3施設でそれぞれ一人当たり約6万円の削減となりました。
- 施設の増加や利用者(受給者)数が抑えられている  
重度の要介護者が17~19年の2年間に17%も増加しているのに施設(受給者数)は4%増に押さえこまれ、その結果特養に入所を望みながら出来ない待機者は総数に近い32万人にもなっています。なお療養型は23年度末の廃止が決まっています。
- 施設サービスの支給総額は大幅に抑制された  
その結果前ページの表のように、支給総額は17年の2,786億円から19年の2,335億円へと16%も抑えられた。(要介護1~5のみ利用可能)

